



# チャレンジ精神の豊かな 中小企業者、創業者の ビジネスチャンス創出・拡大をサポート!!

## 宮城・仙台富県 チャレンジ応援基金事業

### 助成金事業

平成28年度  
募集期間

第2期

9/1木 ~ 9/23金

当日消印有効

※この助成金事業は、平成20年度より独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県、仙台市等からの資金  
拠出により造成した基金を運用し実施していますが、今回の募集で最終(予定)となります。

「富県宮城」の実現に向けた取組を加速するため、地域資源等の活用による創業・新事業展開等  
に係る事業計画を募集し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の助成を行います。

#### 創業・新事業創出 支援事業

##### 助成対象事業

地域資源※や優れたビジネスアイ  
ディア等を活用し、新商品・新サー  
ビスを提供するための商品開発等  
を行う事業

ただし、高付加価値型産業育成支援  
事業を除く

※地域資源とは農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、  
産地技術、人材等をいう。

##### 助成対象者

- 1 創業を行う者
- 2 新事業展開を行う者  
県内に主たる事業所を有する  
中小企業者及びそのグループ
- 3 県内に主たる事業所を有する  
NPO法人等

##### 助成金額

1件当たり上限200万円以内  
(過去に採択を受けた事業を継続の場合は  
1件当たり上限300万円以内)

##### 助成率

助成対象経費の1/2以内

##### 助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内

#### 産学連携型産業育成 支援事業

##### 助成対象事業

大学等学術研究機関等との産学  
連携を通じて、新技術・新製品の  
研究開発等を行う事業



##### 助成対象者

県内に主たる事業所を有する  
中小企業者及びそのグループ  
(学術研究機関等と連携し、高度な  
技術・製品開発に取り組む者)

##### 助成金額

1件当たり上限500万円以内

##### 助成率

助成対象経費の2/3以内

##### 助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内

#### 高付加価値型産業育成 支援事業

(略称:リーディング・ビジネス支援事業)

##### 助成対象事業

高付加価値サービスを生み出すた  
め、先導的な取り組みが進められ  
ている次の5分野における製品・  
サービスの研究開発及び事業化を  
行う事業

- 1 健康福祉・医療産業
- 2 創造的産業
- 3 食産業
- 4 災害関連産業
- 5 集客・交流産業

##### 助成対象者

創業2年以上の者で  
次のいずれかに該当する者

- 1 県内に主たる事業所を有する  
中小企業者及びそのグループ
- 2 県内に主たる事業所を有する  
NPO法人等

##### 助成金額

1件当たり上限500万円以内

##### 助成率

助成対象経費の2/3以内

##### 助成期間

助成金交付決定日から12ヶ月以内



(例)「創業・新事業創出支援事業」宮城県内A社の場合(製造業)

助成金交付決定の日から12ヶ月以内に全額A社が支払い

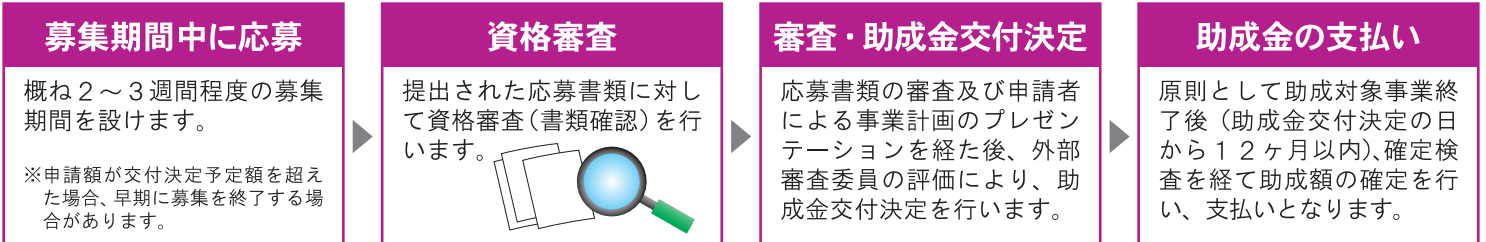


## 助成対象経費

経費区分	内容
謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費
研究開発費	原材料費(研究開発等に係る原材料及び副資材の購入に係る経費) 機械装置又は工具器具費(購入(50万円未満のものに限る。50万円以上のものは注4のとおり)、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費) 外注加工費、試作費、実験費、調査研究費、システム開発費 知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
委託費	ホームページ作成費、デザイン料、通訳・翻訳料、事業可能性調査費
事務費	会議費、会場借料、展示会等への出展料(基本小間料に限る)、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、借料・損料、研修費(受講料、原稿料等)

- 注1) 交付決定後に発生した経費であり、機構理事長が必要かつ適当と認めた経費が助成対象となります。
- 注2) 研究開発費は量産に係る経費ではなく、研究開発等のために必要な経費を対象とします。
- 注3) 機械装置又は工具器具費は、事業計画実施のために必要不可欠で、かつ試作・研究開発のみに使用するものに限りします。
- 注4) 50万円以上のものは、リース、レンタルなどの合理的方法によることを原則とします。
- 注5) 委託費は助成対象経費全体の50%未満までとなります。
- 注6) 消費税及び申請者の役員・社員の人件費等は助成対象になりません。
- 注7) 同じ事業内容で他の補助金、助成金を重複して利用することはできません。
- 注8) 汎用性のある(他の用途に転用できる)もの\*は、助成対象になりません。  
\*パソコン(タブレット含む)、プリンター、文房具等

## 実施スケジュール



※応募多数の場合は、書類審査(一次審査)を実施した後、プレゼンテーション(二次審査)を行うことがあります。

## お問合せ及び応募先

申請に当たり事前相談に応じますので、早めにご相談ください。  
なお、相談(申請書提出)先は、原則として申請者の所在地によって以下のとおりとなります。

<b>県内所在で仙台市以外の方</b>	<b>仙台市内所在の方</b>
公益財団法人 <b>みやぎ産業振興機構</b> <b>事業支援課</b> 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目14番2号 宮城県商工振興センター3階 <b>TEL 022-225-6697 FAX 022-263-6923</b> <b>Mail soudan@joho-miyagi.or.jp</b> <b>URL http://www.joho-miyagi.or.jp/</b>	公益財団法人 <b>仙台市産業振興事業団</b> <b>新事業推進課</b> 〒980-6107 仙台市青葉区中央1丁目3番1号(AER7階) <b>TEL 022-724-1212 FAX 022-715-8205</b> <b>Mail shiencenter@siip.city.sendai.jp</b> <b>URL http://www.siip.city.sendai.jp/</b>

上記にお問合せやご相談等の後、助成金交付申請書を作成し、必要書類を添付の上、それぞれの応募先へ提出してください。

交付申請書等は [URL http://www.joho-miyagi.or.jp/ouen](http://www.joho-miyagi.or.jp/ouen) からダウンロードできます。

※なお、この事業に採択された企業は「宮城県事業復興型雇用創出助成金」の申請対象となります。

詳細は [宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページ](#) をご覧ください。